

桐生市長

荒 木 恵 司 様

桐生市こども条例策定
に関する提言書

桐生市議会教育民生委員会

桐生市こども条例策定に関する提言書

2024 年は子どもの権利条約批准から 30 年目の節目であり、日本国内ではこども基本法が 2023 年 4 月に施行されておおよそ 2 年。法整備は進んだものの日本国内ではこどもの権利意識は依然として低く、児童虐待、婚外子や障がいがあるこどもへの差別、体罰をめぐる問題、若年層の自殺など後を絶たない。行政の役割として、社会全体に「こどもは独立した権利の主体である」との認識を浸透させ、学校、家庭、地域などのあらゆる現場においてこどもの最善の利益が確保（保障）されることが求められる。その上で、こども自身が自分の権利を理解し、発言の機会の確保と多様な意見の表明をすることが必要である。こどもの権利を保障するためには市民に一番身近な地方自治体における取組において様々な施策を展開し、身近で守っていく必要がある。

本委員会としてこども条例策定に向けて調査研究を進めてきたところであるが、現在、群馬県においてこども計画策定に向けての取り組みが進んでいることから、桐生市こども計画策定の有無の判断が必須で、この群馬県こども計画と本市こども計画との整合性を保たなくてはならない状況にある。桐生市としては、こどもの権利を守っていくために群馬県のこども計画策定に併せて速やかに桐生市こども条例策定をしていただくことを提言する。桐生市のこども達の未来に向け、委員会の総意として条例策定と同時に積極的な施策の推進を望むものである。本提言書が桐生市のこども達を取り巻く問題解決の一助となることを期待する。

令和 7 年 2 月 20 日

教育民生委員会

委員長 園田 基博

副委員長 工藤 英人

委 員 渡辺 恒

委 員 近藤 芽衣

委 員 田島 忠一

委 員 山之内 肇

委 員 周藤 雅彦

政策提言事項

桐生市こども条例策定にあたり、子どもの権利条約の基本原則にのっとり、こどもを権利の主体と位置づけ、定められた4つの原則、「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの最善の利益」「こどもの意見の尊重」「差別の禁止」及び4つの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を守り、こどもの権利保護に関する条項を尊重した下記の事項について提言するものである。

記

1. こども条例理念の徹底について

こどもには、一人一人が無限の可能性に満ちた、かけがえのない存在として大切にされる「こどもの権利」があり、こども自身が権利の主体として認識し、その権利が侵害されることなく保障されるべきである。併せて、地域社会全体でこどもの成長・発達を支えていく過程でそれらを共通理解することが大切であるということを条例の根底理念として明文化すること。

2. こどもを権利侵害から守るための体制の整備について

こどもが権利侵害を受けたときの為、安心して相談、救済を求めることができる体制整備に関する条項を設けること。

3. 第三者機関の設置について

こども条例策定に当たり、相談、救済機関として社会全体でこどもを守るため第三者機関を設置し、公正、公平な視点でこどもやステークホルダーの相談にのり、専門家が人権問題に抵触しないかどうか見極め、一緒に解決策を導き出す条項を設けること。

4. こどもの権利の推進について

こどもの権利に対する理解と関心を深めるため必要な広報・啓発活動、また教育現場での学習が促進されるような条項を設けること。